◆保税蔵置場検査

- 1. 保税業務検査
- 2. 記帳義務
- 3. 貨物在庫管理
- 4. CP(社内管理規定)について
- 5. 非違の概要等
- 6. 検査結果の通知

1. 保税業務検査(関税法第105条第1項第1号)

対 象

- 保税蔵置場、保税工場、保税展示場 ⇒被許可者
- 指定保税地域、総合保税地域

- ⇒貨物管理者

目 的

- 搬出入管理、蔵置管理は適正に履行されているか?
- 保税台帳は適正に記帳されているか?
- CPの遵守状況は?

2. 記帳義務 (関税法第34条の2)

保税地域(保税工場及び保税展示場を除く。)において貨物を管理する者は、その管理する外国貨物又は輸出しようとする貨物についての帳簿を設け、政令で定める事項を記載しなければならない。

※記帳事項(施行令29条の2)

記帳義務 (関税法施行令第29条の2)

	記帳項目
貨物の搬入 (第1項第1号)	・貨物の記号、番号、品名及び数量 ・搬入年月日 ・外国から本邦に到着した後初めて入れられたときは積載船舶・航空機の名称又は登録記号及び入港年月日 ・保税運送により入れられたときは保税運送承認番号
貨物の取扱い(内容点検・ 改装、仕分け等) (第1項第2号)	・貨物の記号、番号、品名及び数量 ・行為の種類、内容及び年月日 ・行為により貨物の記号、番号又は数量に変更があったときはその変更内容
貨物を置くことの承認又は 指定を受けた場合 (第1項第3号)	・承認又は指定の年月日・承認書又は指定書の番号
輸入許可を受けた場合 (第1項第4号)	・貨物の記号、番号、品名及び数量・許可年月日・許可書の番号
輸入許可前における貨物 の引取り承認 (第1項第5号)	・貨物の記号、番号、品名及び数量・承認の年月日及び・承認書の番号
見本の一時持出の許可 (第1項第6号)	・貨物の記号、番号、品名及び数量・許可に係る期間及び持出し先・一時持ち出しの年月日
外国貨物の搬出 (第1項第7号)	・貨物の記号、番号、品名及び数量、搬出年月日 ・貨物を出すときに必要とされる許可又は承認年月日、許可書又は承認書の番号 ・外国に送り出すときは、積み込もうとする船舶・航空機の名称又は登録記号及び出港年月日

電磁的記録による帳簿の保存

(基本通達34の2-4)

電磁的記録により保存する場合の取扱い

- (1) 保存される電磁的記録の適切な保全
 - ・バックアップ・データ等の保存
 - ・システム設計書等の保存

電磁的記録の届出

(基本通達34の2-4)

- (2) 電磁的記録を行う場合の届け出
 - ・届出者の住所地及び氏名又は名称
 - ・保税地域の所在地及び名称(保税コード含む)
 - ・帳簿の保存場所、保存方法
 - ・電磁的記録による保存を開始しようとする年月日
 - ・電子計算機システムの概要
 - ・その他税関が必要と認める事項 (バックアップ方法、保存場所等記載)
 - (※任意様式)

電磁的記録による保存(注意事項)

配信電文の取込み・保存は完了しましたか?

- ・民間管理資料保存確認台帳を作成して取込み漏れを防ぐ。
- ・取込みの確認は複数人が責任を持ち行う。
- ・大型連休に注意。
- ・管理資料の保存データは、手を加えない。
- データのバックアップは重要。
- ・保存データは、検査対象期間のみ保存。
- ・配信電文の内容の確認。

配信電文の取込み漏れによる非違の発生割合は高く注意が必要

民間管理資料取込・保存チェックリスト(〇〇〇保税蔵場)

0000港運㈱

G01_輸入貨物搬出入データ (毎週月曜日)		G02_輸出貨物搬出入データ (毎週火曜日)			G05_貨物取扱一覧データ (毎週 <u>火</u> 曜日)			担当者 (取出日を記入)		責任者 (確認日を記入)		
日付	取出予定 百付	件数	日付	取出于定日初	件数	日付	取出予定日付	件数	日付	押印	日付	押印
(曜日)	(曜日)		(曜日)	(曜日)	/	(曜日)	(曜日)		(曜日)		(曜日)	
3/5	3/7		3/6	3/7		3/6	3/7		3/7		3/7	
(月)	(水)		(火)	(7 K)		(火)	(水)		(7k)		(水)	
3/12	3/14		3/13	3/14		3/13	3/14					
(月)	(/k)		(火)	(/K)		(火)	(水)					
3/19	3/22		3/20	3/22		3/20	3/22					
(月)	(木)		(火)	(木)		(火)	(未)	***************************************			:	

		د الله										
									ed momento acco	() (() () () () () () () () () () ()		oceanistere terretaristere (
	B adding and											

				***				<u> </u>				
					**************************************							#

※ 3月21日(水)は、祝日

- ・ データの取出しは配信日(土日祝日を含む)を含めた7日間!
- ・ データの取出しは毎週水曜日(水曜日が休日の場合は木曜日又は翌出勤日)に行う!
- ・ 取出し業務後は、必ず受信フォルダー内にデータが受信されていることを確認する!
- データの取出し、受信後はデータのバックアップを行い、必ず保存されていることを確認!(データ「写し」の内容確認も併せて行う)
- ・取出日は、事前に設定しておくことし
- 月末に内部監査人、〇〇部長の確認を受けること!

監査	全人	〇〇部長				
日付	押印	日付	押印			
		·				

◆NACCS管理資料の配信スケジュールと取出しタイミング (参考例)

THE CONTRACTOR OF THE CONTRACT								
5月/6月カレンダー		B	月	火	水	木	金	土
日付		28	29	30	31	1	2	3
管理資料配信 スケジュール	海上		※1 G01、G08	%1 G02、G05、G09	l			
	航空	※2 S13、S14 T19、T20	※2 513, 514 T19, T20	%2 \$13, \$14 T19, T20		%2 \$13, \$14 T19, T20	₩2 S13, S14 T19, T20	※2 S13、S14 T19、T20
取出しタイミング (参考例)	海上							
	航空			•				
日付		4	5	6	7	8	9	10
管理資料配信 スケジュール	海上		※1 G01、G08	%1 G02、G05、G09				
	航空	%2 \$13, \$14 T19, T20	%2 \$13, \$14 T19, T20	%2 \$13, \$14 T19, T20	※2 \$13、\$14 T19、T20	*2 \$13, \$14 T19, T20	※2 S13、S14 T19、T20	%2 \$13, \$14 T19, T20
取出しタイミング (参考例)	海上			•				
	航空							

・カレンダー内の

が付いている曜日(海上管理資料の配信日に合わせて)に管理資料の取出しを行うことで、毎日の取出し作業を行う手間がなくなり、且つ取得漏れを防ぐことが可能となります。月曜日か火曜日が取得日となることを考えると、両日を取出し日としておくことで確実性が増します。

注意:管理資料は配信日が祝日等であっても配信されます。また、土日祝日も保存期間のカウントに含まれます。

※1【海上システム管理資料】

 G01
 SBS1400
 輸入貨物搬出入データ
 (週報 月曜)

 G02
 SBT0200
 輸出貨物搬出入データ
 (週報 火曜)

 G05
 SBS1700
 貨物取扱一覧データ
 (週報 火曜)

 G08
 SBS1800
 輸入貨物コンテナ関連データ
 (週報 月曜

 G09
 SBT0500
 輸出貨物コンテナ関連データ
 (週報 火曜)

※2【航空システム管理資料】

 S13 ABT6300 航空輸出貨物取扱等一覧データ(日報毎日)

 S14 ABT6400 航空輸出貨物搬出入データ (日報毎日)

 T19 ABS6900 航空輸入貨物搬出入データ (日報毎日)

 T20 ABS7000 航空輸入貨物取扱等一覧データ(日報毎日)

●管理資料の保存期間とタイミング

業務メニュー「管理資料取出し」から取得保存期間:配信日から7日間 (土日祝日を含む)

小

7日間経過後

(※万が一取出し漏れがあった場合)

業務メニュー「管理資料再取出し」から取得 保存期間:配信日から62日間 (土日祝日を含む)



62日間経過後

管理資料の取出しが不可となる。

3. 貨物在庫管理

貨物在庫状況照会(IWS)の活用

NACCSで(IWS業務)を行うと蔵置場内に蔵置される在庫貨物の情報が表示されます。

- · 貨物管理番号
- 品 名
- · 個 数 (数量)
- ・搬入日
- · 許可、承認状況

貨物の蔵置方法

さし札及び蔵置方法

保税地域に蔵置されている外国貨物又は輸出しようとする貨物については、内国貨物と混合することのないように、原則としてその積載船(機)名、品名、個数、数量及び搬入年月日、その他必要な事項を表示した上、区分して蔵置する。

(関税法基本通達34の2-6)

4. CP (社内管理規定) について

CP (Compliance-Program) とは

関税法基本通達34条の2-9(貨物管理に関する社内規定の整備)に規定する貨物管理に関する社内管理規定をいう。

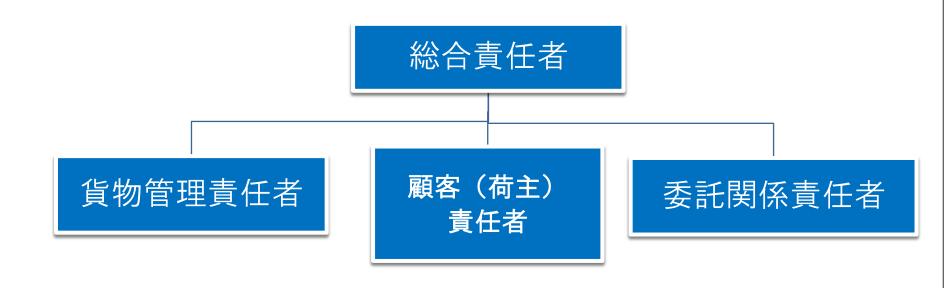
非違・事故の防止目的から保税業務検査に おいて社内管理規定の履行状況について重 点を置いて確認しています。

社内管理責任体制の目的

保税地域の企業内における適正な貨物 管理体制を確保し、もって関税法その他 関係法令に規定する税関手続の適正な履 行を確保する観点から、社内管理規定を 整備する。

社内管理責任体制の整備

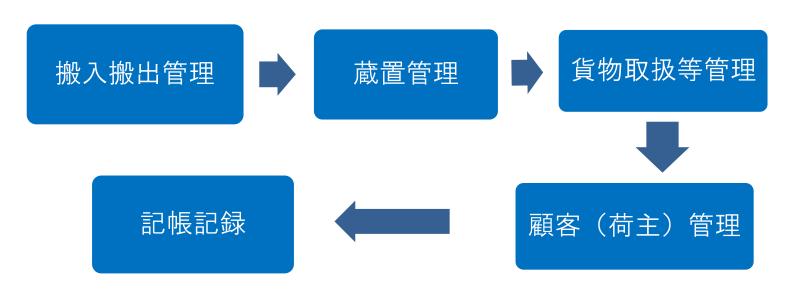
保税業務全般に関する責任体制の明確化のため、その 具体的業務内容と <u>責任者</u> について規定の整備を行う。



貨物管理手続体制の整備

倉主等の基本的作業

- ・貨物の搬出入に係わる確実な記帳
- ・ 搬入、蔵置、取扱い、搬出の各段階における管理 手続き等について規定を整備する。



貨物の保全のための体制整備

保税地域における

- (イ) 貨物の亡失等を防止し、外国貨物の適正保全を図るため保 税地域への人又は貨物の出入りをチェック
- (ロ) 保税地域の内の巡回警備等を行う体制を整備

税関への通報体制の整備

搬入搬出及び蔵置される

- (イ) 不審貨物(外装等の異常貨物等)
- (ロ) 保税地域へ出入りする不審人物

等についての情報を確実に税関に通報する体制を整備する。

教育訓練についての体制の整備

倉主等におけるすべての役員、従業員に対し

- (イ) 社内管理規定の方針及び手続
- (ロ) 関係法令の遵守
- (ハ)税関周知事項の徹底
- (ニ) 社内管理規定における各人職務

を明確に把握させるための教育、訓練の体制を整備する。

評価・監査制度の整備

倉主等における、社内管理規定の諸手続きが厳格に遵守され実施されていることを 確認するため、内部監査人による

- (イ)定期的評価、監査制度を制定
- (ロ) 社内管理規定の実行性の評価改善のための勧告 を行う体制を整備する。

監査は毎年実施し、実施結果を税関へ報告

その他留意事項

(イ) 懲戒規定の整備

社内管理規定に違反した場合、従業員は倉主等懲戒規定の対象 となる旨を定める。

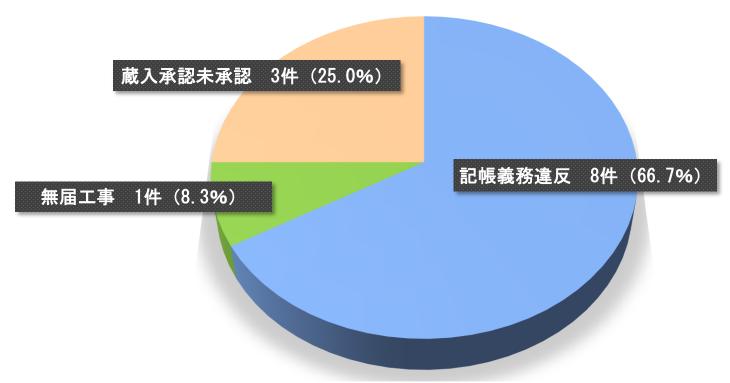
(ロ) その他の必要事項

5. 最近の保税地域の処分、非違の概要

神戸税関監視部

平成29事務年度 神戸税関管内保税地域の非違・処分の概要

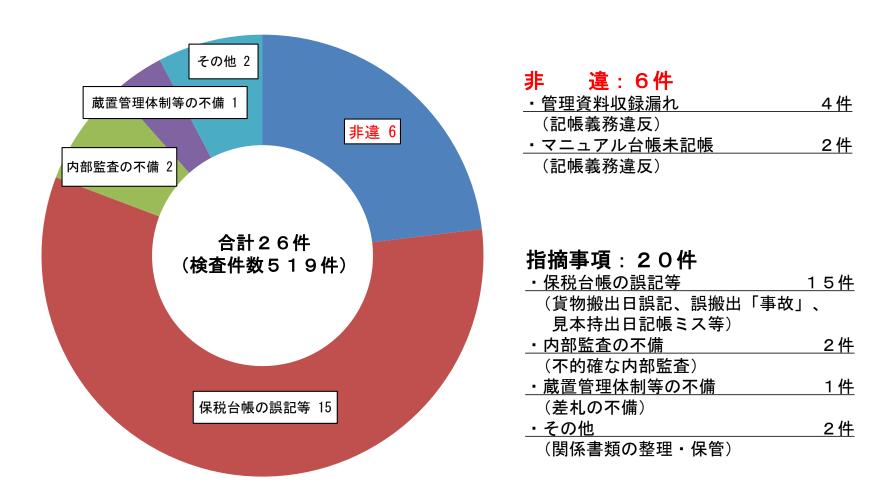




※【1件】は処分になり得た件数(内書) 直ちに社内管理体制の改善に取り掛かった場合等により減算措置が講じられた結果、処分に至らなかったもの。

1. 最近の保税地域の処分、非違の概要

保税蔵置場等検査結果(平成29事務年度 神戸税関管内)



2. 非違に至った要因等について

- 1. 非違に至った要因(件数は、神戸税関管内)
 - ①NACCS管理蔵置場等(4件)
 - 〇担当者が民間管理資料の取得を失念したもの… 4件
 - 管理資料取得日の不徹底
 - 取得漏れを防止する複数チェック体制の形骸化
 - ②マニュアル管理蔵置場等(2件)
 - 〇担当者が貨物の搬出入に係る記帳を失念したもの…2件
 - 保税台帳への記帳認識が希薄
 - ・担当者間の連絡不備
 - 事後確認の不徹底
- 2. なにが悪いのか(改善するためには)
 - ①社内連携体制の不備 ⇒ 担当者間の連携体制を確実にする
 - ②法令等知識の欠如 ⇒ 適切な社内教育、保税業務説明会等への積極的な参加
 - ③確実なチェック体制の不備 ⇒ 業務委託したものでも最終チェックは、各責任者が責任を持って 行う
- 3. 処分の考え方
 - ○再度の非違

最初の非違 ⇒ 再度の非違(3年以内) ⇒ 加算点あり ⇒ 搬入停止のリスク

○役員等責任者が関与

役員、貨物管理責任者等が非違に関与 ⇒ 加算点あり ⇒ 搬入停止のリスク

○早めの税関への届け出

非違が行われたことを管轄の保税部門に申出 ⇒ 減算の可能性有 ⇒リスク減

○直ちに再発防止

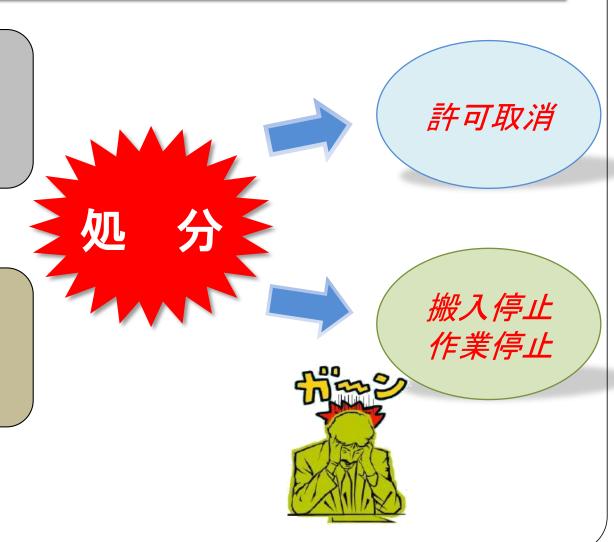
非違が行われたことを受け直ちに再発防止 ⇒ 減算の可能性有 ⇒リスク減

3. 処分基準について

保税地域の被許可者等に対する処分(関税法第48条)

保税業務について 法令違反!!

『許可の要件』の 欠格事項に該当!! (法人、役員等の法 令違反)



処分の基準①(関税法基本通達48-1)



◆法第48条第1項第1号に基づく処分

- ☞ 処分は、保税蔵置場の業務について非違があった保税蔵置場に限って行う。
- ☞ 処分は、原則、非違の事実が判明次第遅滞なく行う。
- □ 別表1及び別表2により算出した合計点により処分を決定する。
- □ 10点以下の場合、原則処分なし
- 図 10点を超える場合、超える1点につき1日の搬入停止
- 図 60点以上の場合で、管理体制の改善が見込まれないと税関長が許可の取消しもやむを得ないと判断した場合は、許可の取消し
- 図 100点以上の場合、原則許可の取消し



法第48条第1項第1号処分

(参考)

行為者

・被許可者、役員、代理人、支配人その他の従業者

違反行為

- ・保税蔵置場の業務について関税法の規定に違反
- ・具体的には関基48-1別表1に掲げる非違

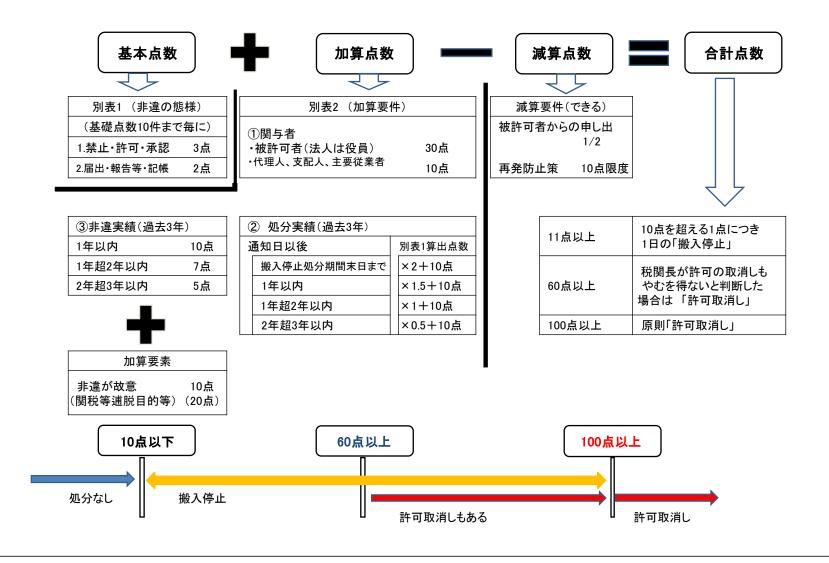
処分内容

- ・搬入停止
- ・許可の取消し
- * (関基43-2)
 - ·代理人、支配人 → 総合責任者
 - ·その他の主要な従業者 → 貨物管理責任者、顧客(荷主)管理責任者、委託関係責任者

関税法第48条第1項第1号に基づく処分

(保税蔵置場の業務について関税法に違反した場合)

(参考)



処分の基準②(関税法基本通達48-1)

DC DORPORATION

関税法第48条第1項第2号に基づく処分

	法第43条第2号又は6号②に該当 (関税法基本通達48-1(2)イ)	法第43条第3号から第10号に該当 (関税法基本通達48-1(2)□)
処分の時期	法の規定に違反して刑に処せられ、 又は通告処分を履行した後	被許可者が法第43条第3号から第10号 までのいずれかに該当することと なった後
処分の対象	被許可者が許可を受けている全て の保税蔵置場	・第9号、10号に該当することになった時は、該当する保税蔵置場のみ ・これ以外の処分は、被許可者が許可を受けている全ての保税蔵置場
処分内容の決定	合計点数により決定	・原則として許可取り消し ・改善が見込まれる場合は改善に要 する日 数を勘案し搬入停止処分

≇ 第6号は、第2号に該当する者に係るものに限る

法第48条第1項第2号処分

(参考)

行為者

・被許可者

但し「申請者が前各号のいずれかに該当する者を役員とする法人である場合又は、これらの者を代理 人、

支配人その他の主要な従業員として使用者である場合」は2号処分となる【法43条第6号】

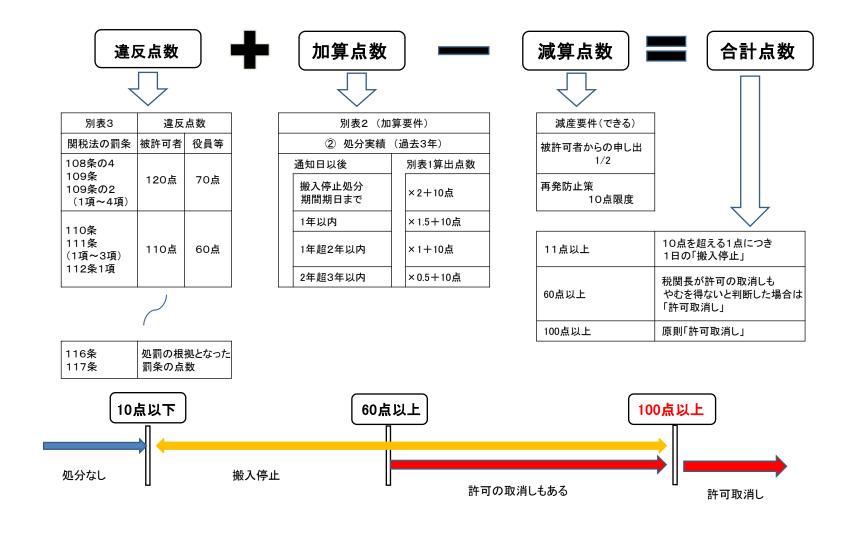
違反行為

・保税蔵置場の許可要件(法第43条第2号〜第10号)のいずれかに該当することとなったとき 処分内容

- ・搬入停止
- ・許可の取消し
 - * (関基43-2)
 - ·代理人、支配人 → 総合責任者
 - · その他の主要な従業者 → 貨物管理責任者、顧客(荷主)管理責任者、委託関係責任者

関税法第48条第1項第2号に基づく処分 (法第43条第2号、第6号(第2号に該当する者に係るものに限る)に該当した場合)

(参考)



6. 検査結果の通知

平成28年4月より、保税検査を終了したときには、検査結果(問題点の有無、注意すべき事項)の内容を明確にするため、「保税業務検査結果通知書」

に指摘・指導事項等の必要な事項を記載の上、交付することとなりました。

指摘・指導された問題点の改善を図りましょう

保税業務検査結果通知書

○○港運 株式会社 殿

次の期間における保税業務検査を終了したので、結果を通知いたします。

1. 検査対象保税地域名: ○○○-○○上屋 指定保税地域

(借受者:○○港運(株))

- 2. 検査対象期間: 平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで
- 3. 指摘・指導事項

【指摘事項】(例)

誤記帳が散見されることから記帳内容を複数の者により確認し、正しい記帳に 努めること。

> 平成〇年〇月〇日 神戸税関監視部保税検査第1部門 保税地域監督官 〇〇 〇〇 印(個人)